

整理番号				5
------	--	--	--	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">5月31日、6月28日</td> </tr> </table>		6	年		4	月		3	0	日	5月31日、6月28日										支出額	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">百万</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">千</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>			3	2	4	0	0	百万		千		円		
	6	年		4	月		3	0	日																												
5月31日、6月28日																																					
		3	2	4	0	0																															
百万		千		円																																	

使 途	<p>令和6年5,6,7月分駐車場賃借料 <span style="float: right;">(=32,400)</span></p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上である為    12,000 × 0.90 = 10,800(×3)</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

\_\_\_\_\_ [振込手数料]

\_\_\_\_\_

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

871052892726



日本郵政公社

2年用

No.

# 領収証

番号

藤井 大けし 様

自 年 月 日  
至 年 月 日

## 約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。  
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を  
申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外の  
ものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい  
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については  
一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2024年 2月分	2024年1月31日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	●
2024年 3月分	2024年2月29日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	●
2024年 4月分	2024年3月 <del>30</del> <sup>29</sup> 受取りました ¥12,000	領収 印鑑	●

2024年 5月分	2024年4月30日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	●
2024年 6月分	2024年5月31日 受取りました ¥12,000	領収 印鑑	●
2024年 7月分	2024年6月28日 受取りました ¥12,000	領収 印鑑	●

整理番号       10 -1

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">84</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">447</td> </tr> </table>	百万	千	円		84	447
百万	千	円							
	84	447							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所賃料 5月分 振込手数料 330円 93,830円</p> <p>(政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) <math>93,830 \times \frac{9}{10} = 84,447</math></p>
----	---

<p><b>領収書等貼付欄</b></p> <p style="font-size: 2em; margin-top: 20px;">※ 別紙</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 20px auto; padding: 5px; text-align: center;">             別紙明細           </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>_____ (振込手数料)</p> <p>=====</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
---	----------------------

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 10 - 2

**領収書貼付欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

店番 XXXXXXXXXX 口座番号

埼玉りそな銀行

渡辺聡一郎政務活動事務所 様

普通預金通帳

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[REDACTED]			
06-04-30 振替	*93,830	RKS(77"チ"2)	← 事務所賃料 5月分

- ③ 事務所賃料
- ④ 77"チ"2

整理番号

10 - 3

61-1.事業用建物/普通賃貸借契約【連帯保証人型】

# 建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

## (1) 賃貸借の目的物

名称	シオン店舗1階 102号室		
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4		
構造・規模	軽量鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	38	m <sup>2</sup>

## (2) 使用目的

政務活動
------

## (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日	から	3年0月間
終期	2026年6月30日	まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

## (4) 賃料等

賃料	月額	93,500 円	(内消費税等	8,500 円	・ 税率 10 % )
共益費(管理費)	月額	円	(内消費税等	円	・ 税率 % )
保証金(敷金)		187,000 円	賃料の	ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引					
テナント総合保険	22,500 円	仲介手数料	93,500 円		
礼金	93,500 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 28 日までに支払う			
	<input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替				
	振込先金融機関名・支店名		口座種別	普通	
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
振込手数料負担者		借主	持参先		

## (5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

整理番号 10 - 4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,366,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。  
 本契約において、田中三郎を連帯保証人とする。  
 更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。  
 口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。  
 口座振替または振込による手数料は、乙の負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料はこの負担とする。  
 本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします。借主負担。  
 既存の流し台は残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。  
 退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。  
 退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。  
 以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023年 7月 | 日

貸主 住所 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED] 代理人有限会社田口住宅  
 電話番号 [REDACTED]  
 借主 住所 [REDACTED]  
 氏名 渡辺 聡一郎 電話番号 [REDACTED]  
 連帯保証人 住所 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]  
 極度額 3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書互を兼ねています)  
 取引態様  媒介 ・  代理 取引態様  媒介 ・  代理  
 免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 [REDACTED] 号 免許証番号 [REDACTED] 第 [REDACTED] 号  
 事務所所在地 埼玉県白岡市小久喜119 [REDACTED] 事務所所在地 [REDACTED]  
 商号 有限会社 田口住宅 商号 [REDACTED]  
 代表者等 吉岡 由隆 代表者等 [REDACTED]  
 登録番号 [REDACTED] 登録番号 [REDACTED] 第 [REDACTED] 号  
 宅地建物取引士 [REDACTED] 宅地建物取引士 [REDACTED]

整理番号 

		1
--	--	---

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費      2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費      10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td></tr> </table> 日	6	4	3	0	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> </tr> </table>	3	1	3	0	5	6
6													
4													
3													
0													
3	1	3	0	5	6								
及び6月4日,6月27日		※政務活動費を充当した金額を記載											

使 途	事務所賃貸料 令和6年4,5,6月分 $390000 \times 0.8 + 1,320 \times 0.80 = 313,056$
-----	---

<b>領収書等貼付欄</b>		埼玉県議会自由民主党議員団
	家賃	振込手数料
4月分	$130000 \text{ 円} \times 0.8 + 440 \text{ 円} \times 0.8 = 104352 \text{ 円}$	4月30日 振込
5月分	$130000 \text{ 円} \times 0.8 + 440 \text{ 円} \times 0.8 = 104352 \text{ 円}$	6月4日 振込
6月分	$130000 \text{ 円} \times 0.8 + 440 \text{ 円} \times 0.8 = 104352 \text{ 円}$	6月27日 振込
合計		313056 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



# 事務所用建物賃貸借契約書

貸主(甲)



借主(乙)

木下博信

## 事務所用建物賃貸借契約書

### (1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称	[ ] 家建物を事務所として賃貸借		
	所 在 地	〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号		
	建て方	一戸建	構 造	工事完了年
			木 造	平成12年完了 以後大規模修繕等なし
			二階建て	
住戸部分	間 取 り	1 階 2LDK	2 階 3K納戸付	
	面 積	135,22㎡	(それ以外にバルコニーあり)	
	設 備 等	トイレ 有り 浴室 有り 洗面台 有り 洗濯機 有り 給湯設備 有り ガスコンロ 有り 冷暖房設備 有り 備え付け照明設備 有り 鍵 3 個	特記事項なし	
		使用可能電気容量 50 アンペア ガス 都市ガスあり 上下水道 公共上下水道・浄化槽あり		
	付属施設	駐 車 場	含 む	
	バイク置場	含 む		
	自転車置場	含 む		
	物 置	含 む		
	庭	含 む		

### (2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

### (3) 賃料等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

## 契 約 条 項

### (契約の締結)

第1条 貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

### (契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

### (賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合

二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

### (敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

### (反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

### (禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

### (契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協 議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所  
氏 名

[Redacted]



(乙) 住 所  
氏 名

[Redacted]

木下博信



(丙) 住 所  
氏 名

[Redacted]



整理番号 -1

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合 (例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1: 調査研究費      2: グループ活動費
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費
	<b>【経常的経費】</b> 6: 人件費      7: 事務所費      8: 事務費
	9: 資料購入・作成費      10: 交通費
	(Note: In the original image, the number 7 is circled.)

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="2"/> 日
支出額	千円 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="8"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法    529,221 × 0.9 = 476,298)
使途	事務所賃料・駐車場5月～7月分
支出先	<input type="text" value=""/>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



5-2

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル		2階	201号室
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5			
		(登記簿)			
	構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建			
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月	
面 積	2階の一部 約50.89㎡				
附 属 施 設					

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所
-------

### 頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・ 共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家財 保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料 3ヵ月分)
上下 水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	札 金	(賃料1ヵ月分) 152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	

5-3

## 駐車場使用契約書

貸主 [ ] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5		
	名称	松本駐車場	指定場所	[ ]

### 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

### 頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間		
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日		

### 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額16,500円(消費税10% 1,500円含む)		
敷金	金 円		
支払期限: 毎月末日までに 翌月分 を支払う			
賃料等の支払方法	☑振込	[ ]	

### 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[ ]
	住所	[ ]

管理業者	商号又は名称	[ ]
所在地	[ ]	TEL [ ]
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

整理番号 22

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">06</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">05</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">02</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">20</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">42</td> </tr> </table>	百万	千	円		20	42
百万	千	円							
	20	42							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">2552 × 0.8 = 2042</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客さま名 埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様  
 鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書  
 兼 領収書

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

**ダスキン 鴻巣**  
 有限会社クリーンショップ  
 〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32  
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 06年05月02日    次回訪問日 06年06月27日    C木 00999 8W

T6030002082557

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後
				数量	金額		納品数	金額	
*WH1H 吸塵・吸水マット1グレード SLA	2	2	1276	2	2552				
10%合計			2,552						内消費税 (232)

印 紙  
5万円以上  
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
(10%)	2,552	232	2,552

伝票 NO.0001093871

<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 5px auto; background-color: black;"></div>	<p>担 当 者 名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 5px auto; background-color: black;"></div>
---	--

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

DUSKIN

整理番号    / 5

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> </tr> </table>	百万	千	円					1	5		7	5
百万	千	円													
	1	5													
	7	5													
※政務活動費を充当した金額を記載															
政務活動に使用する割合が8/10以上であるため															
使途	吸水マット(入りロドア前)														
1,969 × 0.8 = 1,575.20															

領収書等貼付欄

電話番号 XXXXXXXXXX 8148 4298 9003 8373  
 谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書  
兼領収書  
登録番号: T5030001024296

(株) しむばしい  
 ダスキン狭山ヶ丘支店  
 〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1  
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店



2024年 5月 7日 次回訪問日 2024年 5月 21日 取引 現金 No. 100528048800

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,790	179	1,969	1,969

消費税率 10%

確認サイン

担当者名

XXXXXXXXXX

1446

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



整理番号    25 - 1

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	06年05月07日
支出額	<p style="text-align: right;">百万                  千</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> <input type="text"/> <input type="text"/> 6 4 0 0 0         </div> 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small> <small>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法      <math>80,000 \times 0.8 = 64,000</math> )</small>
使 途	5月分事務所賃借料
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 K03号室
所在地 (住居表示)	鴻巣市東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造面納メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所(貸事務所)
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水道メーター(専用)、冷暖房機、駐車場スペース(2台分) 電気湯沸かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日 から	3 年	0 月間
終期	令和7年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (税込価格80,000円・税率 %)
共益費 (管理費)	月額 0円 (内消費税等 円・税率 %)
保証金 (敷金)	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金 (敷金) の償却・敷引	敷金の償却、敷引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を毎月27日までに支払う <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 現金 振込先金融機関名 口座種別 ・支店名 口座名義人 口座番号 口座種別 振込手数料負担者 借主 持参先

家財保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対象により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

25 - 2

(5) 貸主

貸主 氏名	住所	電話
-------	----	----

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者 住所 氏名	賃料の極度額
	円

(6) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者 簡号または名称	電話
所在地	
家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有・ 無 )

更新料の金額  新賃料の ヶ月分・ 円

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ件介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

特約条項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させて頂きます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に切り掛かります。クリーニング工事費が敷金より少ない金額の場合は敷金は返還し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くことになります。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行うものとし貸主は行いません。
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条(共益費) はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署 (印) 名押印の上、各自その通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主 (住所)	
(氏名)	

借主 (住所)	
(氏名)	中屋敷 慎一 (電話番号)

連帯保証人 (住所)	
(氏名)	
(種別)	

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

整理番号			2	6
------	--	--	---	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>6</td> <td>年</td> <td>0</td><td>5</td> <td>月</td> <td>0</td><td>7</td> <td>日</td> </tr> </table>	0	6	年	0	5	月	0	7	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 5 2</td> </tr> </table>	百万	千	円			3 5 2
0	6	年	0	5	月	0	7	日										
百万	千	円																
		3 5 2																

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	5月分事務所賃借料の振込手数料 $440 \times 0.8 = 352$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
-----	--

### 領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りなし  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付す)

#### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます  
 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行  
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****0000
取扱店	お取引日	時刻
38041	06-05-07	09:46
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 (課税)
万円	千円	円

お振込明細またはご案内	お受取人
	登録番号 0005
	サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ ヲ様
お依頼人	電話番号 048-541-8110
	取扱番号 400047

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は押印で済みます。→

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 117

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td></tr> </table>	百万	千	円	1	7	4	6	3	6
百万	千	円										
1	7	4										
6	3	6										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 政務活動事務所 家賃共益費 駐車場(5月分)

$194040 \times \frac{9}{10} = 174636$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** (RESONA)  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
48303	06-05-07	15:28
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥193,600	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (印)

お振込明細またはご案内

お取引人  
三菱UFJ銀行  
大倉山支店  
普通 0646625  
セイワツヨクコウ(カ様  
登録番号 0003

ご依頼人  
ヒカ ツヤマトオルセイムカッタウツ ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX  
取扱番号 500007

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、④発行者、⑤宛名が記載され

※領収書等には、①年月日、④発行者、⑤宛名が記載され

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

# 事業用建物賃貸借契約書

北野第2ビル 3階

東山 徹 様

令和6年3月1日～令和11年2月28日

## 事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人                      (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

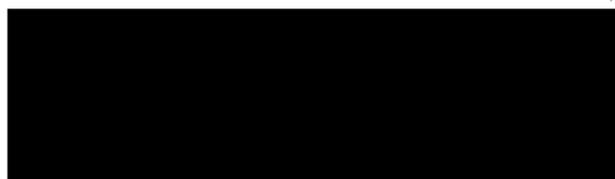
(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階			
	所在地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7- (家屋番号) 6512番7-			
	種 類	事務所			
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建			
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)			
	使用目的	事務所			
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山ショップ702 (名称) 聖和商行株式会社	貸 主	神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山ショップ702 (名称) 聖和商行株式会社	
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税30,000円)	
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税1,000円)	敷 金	金150,000円	
	更 新 料	新賃料の0.5ヶ月分		保 証 金 償 却	
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)			
	敷金の返還時期	物件明渡し日より3ヶ月以内			
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)			
	看板使用料	無			
	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで 5年間			
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日	
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する			
賃料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座>				
	金融機関		支店名		
	口座種類		口座番号		
支払期限	名 義 人				
	フリガナ				
(C) 保証	連 帯 保 証 人		家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人	極度額		家賃債務保証会社	社名
特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。					

特約事項

- 乙が本物件を引渡時の現況から標記(A)の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等(以下「残置物」という)についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和6年2月24日

貸主・甲	借主・乙
聖和商行株式会社 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山7 代表取締役 北野 敦也	 東山 徹
	連帯保証人・丙
印	

媒介業者

[取引態様] 「貸借」/媒介・代理・	[取引態様] 「貸借」/媒介・代理・	[取引態様] 「貸借」/媒介・代理・
[免許証番号] 埼玉県知事(12)第8534号 [免許年月日] 令和4年5月17日 [主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園2-13 [商号又は名称] 狭山不動産株 [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] 埼玉県知事(5)第19372号 [免許年月日] 令和3年7月13日 [主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡1-4-32 [商号又は名称] 株式会社ハウ [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] [免許年月日] [主たる事務所] [商号又は名称] [代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号]	[登録番号]	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士)	(宅地建物取引士)	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園2-13 狭山不動産株式会社 電話 04(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

# [普通] 建物賃貸借契約約款 (事業用)

## 第1条 (契約期間)

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

## 第2条 (使用目的)

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のみに使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

## 第3条 (賃料および共益費等の支払い)

- 乙は、(B)の賃料、共益費、駐車場賃料、その他料金(以下、「賃料等」といいます。)を(B)に記載された甲が指定する支払方法(別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法)にて、支払期日までに支払います。
- 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
- 日割計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数=日割金額により算出します。
- 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。

## 第4条 (礼金・権利金)

乙は、本契約の締結時までに(B)の礼金または権利金(以下、「礼金等」といいます。)を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めすることはできないものとします。

## 第5条 (敷金・保証金)

- 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに(B)の敷金または保証金(以下、「敷金等」といいます。)を甲に交付します。ただし、敷金等には利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等の不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
- 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合、乙は甲より充当の通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければならないものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充当を請求することができないものとします。
- 甲は、本物件の明渡し確認後、乙が差し入れた敷金等から未払い賃料等その他本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務を差し引き、その残額を速やかに乙に返還します。ただし、明渡し時の乙の修繕義務に伴う費用負担に関する協議が完了していない等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用(振込手数料等)は、乙が負担します。
- 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

## 第6条 (駐車場等)

- 乙は、敷地内の駐車場等(バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。)を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承諾を得た車両のみを駐車します。
- 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承認を得なければなりません。
- 甲は、天災地変・火災・爆発・飛来・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべきからざる事由により乙に損害が生じても、一切その責めを負いません。
- 乙は、故意または過失により本物件の施設または他に駐車中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
- 乙は、「保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。ただし、発行に伴い事務手数料等および郵送費用等実費は、乙が費用負担するものとします。
- 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続きを行います。
- 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

## 第7条 (損害保険等の加入義務)

- 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に備え、自己の負担にて借家人賠償責任保険および甲が指定する保障を備えた保険に加入します。
- 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

## 第8条 (付帯設備)

- 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
- 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等があることを予め承知します。

## 第9条 (乙の善管注意義務)

- 乙は、善良なる管理者の注意義務(以下、「善管注意義務」といいます。)をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
- 乙は、本物件について定められた細則等がある場合、これを遵守します。
- 乙(来店者・来訪者等の関係者を含む)が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとします。

## 第10条 (届出または通知事項)

- 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等を、甲の指定する方法にて報告するものとします。
- 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いずれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
  - 本物件を1ヶ月以上の長期にわたり使用しないとき
  - 乙の商号、所在地、代表者、事業目的、主要債主等の重要な事項または、表面【押印欄】に記載した連絡先に変更が生じたとき
  - 乙が合併、事業譲渡、会社分割等を行うとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- 連帯保証人(以下、「丙」といいます。)の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- 乙または丙について、死亡、後見開始・保佐開始の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修理・修繕を要するとき

## 第11条 (禁止事項)

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を変更すること
- 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸または使用貸借等を行うこと
- 本物件および付帯設備に基づく、一切の権利について、担保に供すること
- 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊(民泊)させること
- 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
- 甲の承諾なしに、本物件の増築、改築、移転、看板その他の工作物の取付、改造、工作を伴う模様替え等により現状の変更をすること
- 本物件内に引火、発火、爆発、震動、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- 甲の承諾なしに、犬、猫等の動物(魚等であって明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない動物を除きます。)を持ち込み、または飼育すること
- 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
- 銃砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物)等、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼす可能性がある物を製造、販売、使用、所持すること
- 違法行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑および共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為をすること
- 本物件を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、これらの者を総して「反社会的勢力」といいます。)の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを感知させる名称、看板等を掲示すること
- 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせること
- 本物件および本物件の近隣において、粗野、粗暴等の行為をなして、近隣者および他の入居者・管理者に不安感、不快感や迷惑を与えること
- 別途定められた細則等がある場合、これに違反すること

## 第12条 (修繕義務と費用負担義務)

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修理・修繕を行うものとします。ただし、乙の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修理・修繕については、乙の費用負担とします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承諾を得ることなく自らの費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕義務を負いません。
  - 物件の建具類、ブラインド、ガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
  - 電球、蛍光灯、電池等の消耗品の交換
  - 本物件内の乙所有の造作、設備に対する修繕
  - バス・トイレ・流し台等の排水の水回りの水垢・カビ等、その清掃・手入れを怠った結果生じた汚損の除去、補修、給水・排水栓(パッキン)の交換
  - (A)記載の鍵を紛失した場合の交換および新設置費用
  - その他、付帯設備等の軽微な補修
- 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について認容し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じたとしても、甲はその責めを負わないものとします。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならないものとします。この通知を怠り、または遅延したることによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならないものとします。
- 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
- 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚物塵芥処理の費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

## 第13条 (造作等)

- 乙は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
  - 本物件に造作等を設置するとき
  - 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加または変更するとき
- 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

## 第14条 (賃料等の改定)

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
- 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、(B)の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

## 第15条 (一部滅失等による賃料の減額等)

- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができます。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

第16条 (契約の消滅)

天災、地震、その他甲の責めに帰すことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が取用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。また、それによって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

第17条 (更新および更新料)

- 1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は (B) の更新料、更新事務手数料を支払い、賃貸借期間満了日の翌日から同一条件で更新し以後も同様とする。
2. 本契約が更新 (前項の更新および借地借家法の法定更新を含みます。) された場合、乙は、本契約が更新されるまでに、甲に対し更新料として、(B) の更新料を支払います。

第18条 (契約の解除)

- 1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の信頼関係が損なわれたと認められるとき、甲は何らの催告もせず、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 入居申込書または本契約書への虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したことが判明したとき
(2) 賃料等の支払いを2ヶ月以上遅延したとき
(3) 乙が銀行取引停止または手形、小切手の不渡処分を受けたとき
(4) 乙について、破産・民事再生・会社更生・特別清算またはこれらに類する法的手続きの申し立てがあったとき
(5) 騒音、悪臭の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序、平等等を阻害する行為を反復したとき
(6) 本契約の各条項の定め反したとき、または別途定められた細則等がある場合、これに反したとき
3. 第1項および前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができず、甲は同各項の定めに従い、本契約を解除することができます。
4. 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告もせずして、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 本契約第26条の表明保証に反する事実が判明したとき
(2) 本契約締結後に、自らまたは役員(業務執行社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者)が反社会的勢力に該当したとき
(3) 本物件またはその周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその他警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告もせずして、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 第11条第9号から第16号までに掲げる行為を行ったとき
(2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
①甲に対する暴力的な言動による要求行為
②甲に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
③甲に対し脅迫的な言動を、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
⑤その他①から④に準ずる行為

第19条 (解約の申入れ)

- 1. 乙は、本契約を解約する場合、または契約期間満了日をもって本契約を終了する場合、【標記】B-①に記載する予告期限までに、甲に対し書面にて申し入れます。この場合、甲入れにより予告した解約日または契約期間満了日をもって、本契約は終了します。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の経過前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了します。この場合、乙は契約終了日の翌日から、甲入れをした解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、甲に支払います。
3. 第1項の解約または期間満了による終了の申入れを、【標記】B-①に記載する予告期限までに行わなかった場合、乙は【標記】B-②の賃料相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解約または終了することができます。
4. 甲が乙に対して、解約の申入れをし、乙が承諾した場合は、甲入れの日から3ヶ月の経過をもって本契約は終了します。ただし、甲からの解約申入れ後3ヶ月経過前に、乙が甲に対し、本物件を任意で明け渡したときは、その日をもって、本契約は終了するものとします。

第20条 (明渡し、原状回復義務等)

- 1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡します。
2. 乙は、本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
(1) 乙が本物件内に搬入したすべての物品等の取去、設置した造作、設備等の撤去
(2) 乙が本物件を変更した箇所および本物件に生じさせたすべての汚損、または損傷箇所の修復
(3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ・汚物等の処理
(4) 乙が使用した公共料金等の諸費用の精算
(5) 【標記】Bに記載された鍵の返還
(6) その他明渡しに必要な全ての措置
3. 乙は、乙の故意または過失、善管注意義務違反により、本物件もしくは付帯設備に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、善管注意義務違反による損害には、通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損耗を含むものとします。
4. 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然損耗・経年変化・通常の使用方法に伴う損耗について、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に別途特約の定めがある場合には、その定めによるものとします。
5. 乙が、本物件を明け渡した後、本物件に残置した物品がある場合、甲は、乙がその所有権を放棄したものと見做し、任意にその物品を処分することができます。この場合、乙は一切の異議申立をせず、処分した費用を負担します。
6. 乙は、乙の都合により解約等をする場合、甲に対して、明渡し移転料、立退料、損害賠償料その他名目の如何にかかわらず、本契約に基づく以外の請求は一切行いません。
7. 乙が本契約期間中に甲の承諾を得て、乙の負担にて本物件の改装・改良等を行い、明渡し時にその価値が現存する場合であっても、乙は支出した費用または価値の増加額の支払いを甲に請求することはできません。
8. 本契約の終了後においても、乙が直ちに本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了日に至るまでの賃料の倍額に相当する損害金、およびこれにより甲が被った一切の損害を賠償するものとします。

第21条 (立ち入り)

- 1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

- 2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、漏水、ガス漏れ、故障等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができ、その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

第22条 (連帯保証人)

- 1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責めを負います。なお、丙は、本契約が法定更新、合意更新 (自動更新を含みます。) に関わらず更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責めを負うものとします。ただし、丙が個人の場合、その負担は【標記】Hに記載の極度額を限度とします。
2. 丙は、乙が本契約第10条の届出または通知ができない場合、乙に代わって届出または通知を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が完済されるまでその責めを免れることができません。
4. 丙が死亡したとき、破産手続開始の決定を受けたとき、その他甲の認める連帯保証人としての資格を失ったときは、甲は、乙に対し、新たな連帯保証人の追加もしくは変更を求めることができます。この場合、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任し、甲との間で連帯保証契約を締結させるものとします。
5. 乙が他の連帯保証人を選任できなかったとき、または甲の承諾を得ることができなかったときは、甲は本契約を解除できるものとします。
6. 乙は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
7. 丙が甲に対し、身分証明書を提示して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無およびその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べないものとします。
8. 乙は、甲の承諾を得て、連帯保証人にかえて、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することができます。

第23条 (賃借人から連帯保証人への委任)

- 1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の申出に応じて合意解約する権限および、本物件の明渡しに関する一切の権限を丙に委任します。
(1) 乙が賃料の支払を3ヶ月以上滞りし、または度々遅延を繰り返し、甲が相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず応じないとき
(2) 乙が甲への届出をせずして所在不明となり、2ヶ月以上経過したとき
(3) 乙が死亡または破産その他事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約することができません。

第24条 (家賃債務保証業者の提供する保証)

- 第22条第7項に基づき、【標記】Hに記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続きを取るものとします。

第25条 (遅延損害金等)

- 1. 乙は、本契約から生じる金銭債務 (賃料等) の支払いを遅延した場合、甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、別途締結する保証委託契約または支払委託契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。
2. 乙は、本契約から生じる金銭債務 (賃料等) の支払いを遅延したことにより、甲または甲が指定した者から電話、メール、文書または訪問等により督促を受けた場合には、督促1回につき手数料として金3,000円 (別途消費税等) を甲に支払うものとします。

第26条 (反社会的勢力の排除に関する表明保証)

- 1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し保証するものとします。
(1) 自らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属さないこと
(2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
(3) 反社会的勢力に自らの名義を利用せず、本契約を締結するものでないこと
(4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第27条 (守秘義務および個人情報保護)

- 1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、または盗用してはならないものとします。
2. 甲および乙は、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護と取り扱いを行うものとします。
3. 甲および乙は、前項に定めるところにより事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ったり、または個人データを第三者に提供してはならないものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第28条 (消費税等)

【標記】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等については、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に変動するものとします。

第29条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続きをしようとするときは本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙とは各々の信義を重んじ誠意をもって協議処理します。

以上

# 駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号 名称（北野第2ビル駐車場）内 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
車種及びナンバー及び色	
賃料総額	壹ヶ月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 ー 円也（無利息の約定）
備考	礼金として金 ー 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄  
向う5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新  
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。  
（振込手数料は乙負担とする）  
万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も  
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ  
ないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし  
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含  
む)の各条文)に違反した場合は、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を  
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地  
を原状に復して貸主に返還するものとする。
- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力  
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
  - ②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である  
ことが判明したとき。
  - ③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ  
たとき。
  - ④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕  
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行  
ったとき。
  - ⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な  
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい  
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣  
の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発  
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第12条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。(解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第1条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より1カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の0.5カ月相当額(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第2ビル3階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000円(消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000円(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 6年 3月 14日

〒222-0037	
住所	横浜市港北区大倉山1-28-11-702号
貸主(甲)	
氏名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
借主(乙)	
住所	[REDACTED]
フリカマ 氏名	東山 徹
自宅TEL	( [REDACTED] )
勤務先TEL	( [REDACTED] )

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員  
住所 埼玉県狭山市祇園2番13号  
商号 狭山不動産株式会社  
代表者 代表取締役 伊藤 [REDACTED]

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員  
住所 埼玉県狭山市祇園1番1 [REDACTED]  
商号 株式会社ハウスネット [REDACTED]  
代表者 代表取締役 新井靖 [REDACTED]  
TEL 04-2956-5500



請求書

2024年 5月 1日

登録番号

T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所

様

製鉄  
有限会社 笹

埼玉県鴻巣市雷電  
電話 048(541)0  
電話 0493(54)5  
FAX 048(541)8870



下記のとおり 申し上げます

税込合計金額	¥5,500	税率	10%	消費税額	500
--------	--------	----	-----	------	-----

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)				摘要
4/	1 廃棄物処理代	1	5,000.00			500	00	
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11 【お振込先】 埼玉県信用金庫 鴻巣支店							
	12 (普) 0507032 (有) 笹島商店							
	合計					500	00	

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p><input type="text"/> 6 年 <input type="text"/> 5 月 <input type="text"/> 13 日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万    千    円</p> <p><input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 9900</p>
--------------	--	------------	--

※政務活動費を充当した金額を記載

<p>使 途</p>	<p>事務所馬駐車場 更新料として 11000 × 0.9 = 9900</p>
------------	--

**領収書等貼付欄**

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

### 取引内容確認・取消

取引内容	振込
処理状況	処理済
受付日時	2024.05.13 08:45
受付番号	24051300004
出金口座	██████ 普通 ██████
振込依頼人名	加トビ子キ
振込先口座	埼玉りそな銀行 川口支店 普通 4646943
受取人名	加トビ子キ
振込金額	11,000 円
振込手数料	0 円
引落合計金額	11,000 円
振込指定日	2024年05月13日

11-3

契約更新についてのお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在賃借中の下記の物件についてですが、以下の期日をもちまして契約期間が満了致します。引き続き契約を継続される場合は下記の条件となりますのでお知らせ致します。

敬具

2024年5月12日

記

【物件名】 川口1丁目パーキング [黒] 【期間満了日】 2024年4月30日

1.新条件について	2024年5月1日	～	2025年4月30日	迄(1年間)
①新賃料・・・	¥20,000			
②消費税(10%)・・・	¥2,000	合計		<u>¥22,000</u>

2.契約更新時必要金について(銀行振込)【注】ご来店頂く場合も銀行振込となります。

①更新事務手数料・・・	¥10,000 (税別)
	+
	¥1,000 (消費税10%)

合計・・・ ¥11,000

(振込先)

↓

埼玉りそな銀行 川口支店 (普通) 4646943 株式会社 トータルホーム

※振込手数料につきましては借主様のご負担にてお願い致します。

※領収証の発行に関しましては金融機関発行の振込証明書を領収証にかえさせていただきます。

※上記新条件に駐輪場使用料は含まれておりません。駐輪場使用料につきましては各自で上記価格に加算してお支払い下さい。

【注】月々のお家賃お振込口座とは異なりますので十分にご注意下さい。

3.手続期限

- ・更新時必要金： 2024年5月31日 までに振込
- ・返送書類： 2024年5月31日 まで着/更新書(再契約書) 1部

4.手続方法：書類郵送(返送用封筒同封しております)

5.その他注意事項

【注】変更が生じる場合は事前にご連絡下さい。保証人の変更等内容により事前の承諾が必要となります。

【注】連絡なく期日を過ぎると契約更新が出来なくなる場合があります。

【注】契約書と当通知書の契約期間が異なる場合は契約書記載の契約期間を本契約期間とします。

【注】上記期間内に手続きが取れない場合、現行保険料での継続が困難となる場合があります。

【注】退去をご希望される場合は、契約期間に係らず解約予告期間を厳守の上お知らせ下さい。

以上

貸借人 永瀬 秀樹 様

埼玉県川口市金山町17-12 千葉ビル1階  
株式会社トータルホーム 川口店  
TEL/048-225-2456 登録番号/T3030001076406

11-4

## 賃借借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧契約内容		新契約内容	
旧契約期間	新契約期間		
2023年5月1日 2024年4月30日	から まで	2024年5月1日 2025年4月30日	から まで
月額	22,000 円	月額	22,000 円
内訳	家賃 20,000 円 消費税 2,000 円 合計 22,000 円	内訳	家賃 20,000 円 共益費 2,000 円 合計 22,000 円

【追記事項】

**注意事項**

今回締結以外の各項目につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまゝ適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2024年 5月13日

貸主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータル 国土交通大臣 (4)	

整理番号 0010

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分  （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費      2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費      4：要請・陳情等活動費      5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費      7：事務所費      8：事務費
	9：資料購入・作成費      10：交通費

支出年月日	令和	<input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value="5"/> 月 <input type="text" value="14"/> 日	支出額	百万      千      円 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
	※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	ゴミ処理代（令和6年4月～令和7年3月）
-----	----------------------

領収書等貼付欄	積算方法（ 132,000円×1/2 ）
※政務活動と政務活動外での合理的な使用割ができないため、会派の基準により1/2按分とする。	

領 収 証

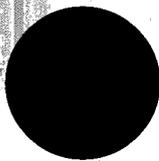
田村たくみ事務所 様

2024年 5月14日

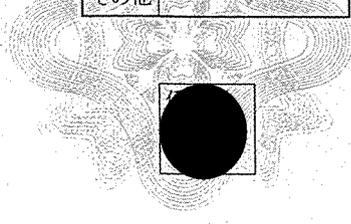
¥ 132,000-      内消費税10%      ¥12,000-

但し 2024年 2025年  
4月～ 3月分      塵芥収集運搬処理代金  
上記の金額正に領収いたしました

現金	
小切手	
手形	
その他	



浄化槽 設計施工から維持管理 下水道管理・清掃  
貯水槽 管理・清掃 産業廃棄物 収集・運搬・処理  
**埼玉中央清掃株式会社**  
 代表取締役 野崎博行  
 〒337-0053 さいたま市見沼区大和田町1-18 TEL 048-684-9158(代)  
 登録番号：T6030001003464



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること。）  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 27

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">06</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">05</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">124</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">080</td> </tr> </table>	百万	千	円		124	080
百万	千	円							
	124	080							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所(東京)更新料(家賃1ヶ月分)</p> <p>155,100 × 0.8 = 124,080</p>	<p>政務活動費に使用する割合が 8/10 以上であるため</p>
----	--	-----------------------------------

領収書等貼付欄

※領収書  
※領収書  
(別紙に

**〈はんしん〉キャッシュサービス**  
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。  
お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番一機普通番
06-05-14	1253011-0005
カード発行金融機関一店番一口座番号	
1253-*****	
万円(後) 千円(後) 百円(後) 十円(後)	お取引金額
000000000000	¥155,300*
お取引内容	お取引後残高
支払	*****
手数料 ¥440	ページ 硬貨
時刻 10:38	おつり

すること。

※領収書等には、①年月日、  
④発行者、⑤宛名が記載され  
※按分した場合は、積算方法

\*\*\*\*\*  
印紙税申告簿  
付添付済  
税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

飯能信用金庫

出されたか分かるような記載、  
こと。

## 事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

### 第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

### 第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から

2027年5月31日までの3年間とする。

### 第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

### 第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

### 第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

#### 第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

#### 第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

#### 第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

#### 第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

#### 第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

#### 第11条 (損害負担)

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

#### 第12条 (通知義務)

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

#### 第13条 (連帯保証人)

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

#### 第14条 (管轄裁判所)

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第15条 (協議)

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

#### 第16条 (特約条項)

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和 6 年 5 月 31 日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳 3 7 3 - 1 2 - 1 F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢 729-2

氏名

内沼 博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 ( ) 第

号 氏名

整理番号 0017

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">事務所費</span>    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">06</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">05</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">17</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1350</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">99</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	9	1350	99
百万	千	円							
9	1350	99							
使 途	<p>政務活動事務所 家賃6A分</p> <p>長込手数料 110A</p>								

<p><b>領収書等貼付欄</b></p>	<p>政務活動に使用する割合が<sup>9</sup>/10であるため</p>
<p style="font-size: 2em;">150110 × 0.9 = 135099</p>	
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

SBI 新生銀行 0017-2

## 振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2024/05/17
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	████████ 支店
預金種目	████████
口座番号	████████
お受取人名	カ) シユウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	0 円
出金金額合計	150,110 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

[閉じる](#)

0017-3

# 建物賃貸借契約書（事業用）

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m <sup>2</sup>	

### (2) 使用目的

事務所

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日 から	3 年 月間
終期	2026年7月11日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額	150,000 円	( 内消費税等	円・税率	% )	
共益費(管理費)	月額	0 円	( 内消費税等	0 円・税率	0 % )	
保証金(敷金)		0 円	賃料の	ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引						
		円			円	
礼金		0 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>					
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ			
振込手数料負担者	借主	持参先				

### (5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 ( 233 ) 1103
	住所	埼玉県川越市の場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

0017-4

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	・ <input type="checkbox"/>	円
--------	-------------------------------	-----	----------------------------	---

特約条項

- ◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
- ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市の場新町14-2  
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 ( 233 ) 1103

借主 住所 [Redacted]  
 氏名 須賀 賢 昭 夫 電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]  
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]  
 極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士  
 取引態様  貸主 ・  代理  
 免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 9359 号  
 事務所所在地 埼玉県川越市の場新町  
 商号 株式会社 秀拓  
 代表者等 米原 恭淳  
 登録番号 [Redacted] 号  
 宅地建物取引士 [Redacted]

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様  媒介 ・  代理  
 免許証番号 第 号  
 事務所所在地  
 商号  
 代表者等  
 登録番号 第 号  
 宅地建物取引士

整理番号			14
------	--	--	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

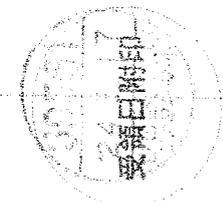
支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td> </td><td>6</td><td>年</td></tr> <tr><td> </td><td>5</td><td>月</td></tr> <tr><td> </td><td>17</td><td>日</td></tr> </table>		6	年		5	月		17	日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>18</td> <td>000</td> </tr> </table>	百万	千	円		18	000
	6	年																
	5	月																
	17	日																
百万	千	円																
	18	000																

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所保証委託料  $20,000 \times 9/10 = 18,000$
-----	---

<b>領収書等貼付欄</b>	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

別紙明細

受領証	20,000円	エルスサポート株式会社	20240509000012788	栄 寛美 様	上記の金額を受領しました。 ・金額訂正された払込票はコンビニエンスストア等ではお取扱いできません。 ・この受領証はお支払いの証拠となるもので、必ず大切に保管してください。
金額	受取人	請求番号	払込人	収入印紙貼付欄	(C.V.S.等専用) 収入印紙貼付欄 

代行人社：三井住友カード株式会社 (お監視)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

ご 請 求 書

発生年月	2024年 6月
請求金額	20,000円
(内消費税)	-
税率10%金額	0円
税率10%税額	
支払期限	2024年 5月 31日
請求年月	2024年 5月
請求番号	20240509000012788

明細  
保証委託料 (2024年06月)

金額 (円)  
20,000

対象保証期間：2024年06月02日～2025年06月01日

振込をご希望の場合は、下記口座をお願いします。

※振込手数料はお客様負担にてお願い申し上げます。

三井住友銀行 アオイ支店 普通預金

口座番号 0850008 口座名義 エルズサポート株式会社

保証開始日：2024年06月02日

契約者氏名：榮 寛美

契約物件：大島ハイツ 101

保証番号：[REDACTED]

【お問い合わせ先】エルズサポート株式会社 コンタクトセンター 03-6233-6281

整理番号 172

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; text-align: center;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; text-align: center;">6000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	1	7	6000
百万	千	円							
1	7	6000							
使途	<p style="font-size: large;">事務所室賃と12(5月分)</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"><math>220000 \times 0.8 = 176000</math></p>								

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">領収書等貼付欄</div>	埼玉県議会自由民主党議員団
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">別紙明細</div>	
_____ (捺印手数料)	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号

172-1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、校番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

13:38

信号アイコン

75%



## 入出金明細



### 詳細

取引日 2024/05/20

入出金 -220,000 円

残高 [REDACTED] 円

内容

[REDACTED]  
名：モリ イクマ 振込予定日：2024  
年05月20日 管理番号：20240520-46  
737234)

一覧へ戻る

# 事業用建物賃貸借契約書

貸主 藤江 裕枝 (以下「甲」という)と借主 森 伊久磨 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約書」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約締結のとおり乙の条件について連帯保証契約を締結した。

名称	本町貸事務所		1 階
所在地	(登記簿) 蓮田市本町3866番地8 (住居表示) 埼玉県蓮田市本町3-12		
種類	事務所	家屋番号	3866番8
構造	木造		
面積	専有 37.41㎡ (約)	11.31坪	その他使用可能面積 (約) ㎡
物件の所有者	(住所) [REDACTED] (氏名) [REDACTED]		
使用目的	事務所		
賃料	月額 220,000 円(うち消費税 20,000 円)	敷金	(賃料の金額) 0 円
管理費	月額 円(うち消費税 円)	礼金	(賃料の金額) 200,000 円
共益費	月額 円(うち消費税 円)		(うち消費税) 0 円
駐車料	月額 円(うち消費税 円)		
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)		
雑費	月額 円(うち消費税 円)		
保険料	月額 18,500 円(うち消費税 円)	更新料	(金額) 0 円
保証料	円		(うち消費税) 0 円
保証金	円(3.3㎡当たり 円)	更新手数料	新賃料の 0.5 ヵ月分
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		
保証金の償却	建物明渡し時に 円 (納額) (うち消費税) 円	更新時期	契約更新時毎に 5 (納額) (うち消費税) 円
契約期間	2023年10月01日 から 2025年09月30日 迄の 2年 0ヵ月 0日間		
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 2 ヵ月の経過をもって発生する。		
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参先 持参先 (住所) [REDACTED] (氏名) [REDACTED]	振込先 振込先 (銀行名) [REDACTED]	振込金額合計 (振込先乙の負担とする) 220,000 円

当月分を当月 20 日迄に支払うものとする。  
振込の場合は、20日までに当月分の入金を確認できるものとする。

頭書	付属施設		
(3)	No.	No.	No.
その他	No.		

※更新料、更新手数料として賃料の1/2ヶ月と消費税を仲介業者に支払うこと。  
※退去時、借主は入居期間中、借家人賠償補償付の保険に加入すること。  
※借主は自然損壊と認め難い故意・過失による破損、汚損箇所(タバコのヤニによる汚れ、クロスのカビ等、ほか)関係者による汚損を含む)を修繕する等の戻状回復措置をとらなくてはならない。  
※入居開始時、エアコン2台は貸主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。

本契約の締結を証する為本書を甲乙丙、借主業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。  
令和5年9月26日

住所	借主・甲	借主・乙
電話番号	[REDACTED]	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	森 伊久磨
乙の連帯保証人	丙	
(住所)	[REDACTED]	[REDACTED]
(氏名)	[REDACTED]	[REDACTED]
(乙との関係)	[REDACTED]	[REDACTED]
(電話番号)	[REDACTED]	[REDACTED]
(勤務先)	[REDACTED]	[REDACTED]
(職度種)	[REDACTED]	[REDACTED]

保証機関	(住所)	(電話番号)	(乙との関係)
(緊急時の連絡先)	(氏名)	(電話番号)	
免許番号	埼玉県知事 (15) 第3401号	免許番号	
主たる事務所	埼玉県蓮田市本町3-8	主たる事務所	
商号	日信土地株式会社	商号	
代表者	田沼井 護人	代表者	
登録番号	埼玉県蓮田市本町3-8	登録番号	
氏名	[REDACTED]	氏名	
事務所所在地	埼玉県蓮田市本町3-8	事務所所在地	
電話番号	048-768-2550	電話番号	



# 事業用建物賃貸借契約書

北野第2ビル 3階

東山 徹 様

令和6年3月1日～令和11年2月28日

## 事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人                      (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階			
	所在地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7			
	種 類	事務所			
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建			
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)			
	使用目的	事務所			
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山シヨブス702 (名称) 聖和商行株式会社	貸 主	神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山シヨブス702 (名称) 聖和商行株式会社	
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税30,000円)	
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税1,000円)	敷 金	金150,000円	
	更 新 料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金 償 却		
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)			
	敷金の返還時期	物件明渡し日より3ヶ月以内			
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)			
	看板使用料	無			
	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで 5年間			
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日	
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する			
賃料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座>				
	金融機関		支店名		
	口座種類		口座番号		
支 払 期 限	名 義 人		フリガナ		
	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする				
(C) 保証	連 帯 保 証 人		家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人	極度額	家賃債務保証会社	社名	
特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。					

特約事項

- 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和6年2月24日

貸主・甲	借主・乙
聖和商行株式会社 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山7 代表取締役 北野 敦也	 東山 徹
	連帯保証人・丙
印	

媒介業者

[取引態様] 「貸借」/媒介・代理・	[取引態様] 「貸借」/媒介・代理・	[取引態様] 「貸借」/媒介・代理・
[免許証番号] 埼玉県知事(12)第8534号 [免許年月日] 令和4年5月17日 [主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園2-13 [商号又は名称] 狭山不動産株式 [代表者の氏名] 代表取締役 伊	[免許証番号] 埼玉県知事(5)第19372号 [免許年月日] 令和3年7月13日 [主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡1-4-32 [商号又は名称] 株式会社ハウ [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] [免許年月日] [主たる事務所] [商号又は名称] [代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号]	[登録番号]	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士)	(宅地建物取引士)	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園2-13 狭山不動産株式会社 電話 04(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

# 〔普通〕建物賃貸借契約約款（事業用）

## 第1条（契約期間）

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

## 第2条（使用目的）

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のみに使用するものとし、他の目的・用途に使用してはならないものとします。

## 第3条（賃料および共益費等の支払い）

- 乙は、(B)の賃料、共益費、駐車場賃料、その他料金（以下、「賃料等」といいます。）を(B)に記載された甲が指定する支払方法（別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法）にて、支払期日までに支払います。
- 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
- 日割計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数=日割金額により算出します。
- 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。

## 第4条（礼金・権利金）

乙は、本契約の締結時までに(B)の礼金または権利金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとし、ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めすることはできないものとします。

## 第5条（敷金・保証金）

- 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに(B)の敷金または保証金（以下、「敷金等」といいます。）を甲に交付します。ただし、敷金等には利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等の不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
- 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができる。この場合、乙は甲より充当の通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければならないものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充当を請求することができないものとします。
- 甲は、本物件の明渡し確認後、乙が差し入れた敷金等から未払い賃料等その他本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務を差し引き、その残額を速やかに乙に返還します。ただし、明渡し時の乙の修繕義務に伴う費用負担に関する協議が完了していない等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用（振込手数料等）は、乙が負担します。
- 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

## 第6条（駐車場等）

- 乙は、敷地内の駐車場等（バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。）を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承諾を得た車両のみを駐車します。
- 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得なければならないものとします。
- 甲は、天災地変、火災、爆発、飛来・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じても、一切その責を負いません。
- 乙は、故意または過失により本物件の施設または駐車中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
- 乙は、「保管場所使用承諾書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。ただし、発行に伴い事務手数料等および郵送費用等実費は、乙が費用負担するものとします。
- 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続きを行います。
- 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

## 第7条（損害保険等の加入義務）

- 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に備え、自己の負担にて借家人賠償責任保険および甲が指定する保障を備えた保険に加入します。
- 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

## 第8条（付帯設備）

- 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
- 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等があることを予め承知します。

## 第9条（乙の善管注意義務）

- 乙は、善良なる管理者の注意義務（以下、「善管注意義務」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
- 乙は、本物件について定められた細則等がある場合、これを遵守します。
- 乙（来店者・来訪者等の関係者を含む）が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとします。

## 第10条（届出または通知事項）

- 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等を、甲の指定する方法にて報告するものとします。
- 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いずれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
  - 本物件を1ヶ月以上の長期にわたり使用しないとき
  - 乙の商号、所在地、代表者、事業目的、主要株主等の重要な事項または、表面【押印欄】に記載した連絡先に変更が生じたとき
  - 乙が合併、事業譲渡、会社分割等を行うとすると、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- 連帯保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- 乙または丙について、死亡、後見開始・保佐開始の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修理・修繕を要するとき

## 第11条（禁止事項）

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を変更すること
- 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸または使用貸借等を行うこと
- 本物件および付帯設備に基づく一切の権利について、担保に供すること
- 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊（民泊）させること
- 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
- 甲の承諾なしに、本物件の増築、改築、移転、看板その他の工作物の取付、改造、工作に伴う模様替え等により現状の変更をすること
- 本物件内に引火、発火、爆発、震動、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- 甲の承諾なしに、犬、猫等の動物（魚等であつて明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない動物を除きます。）を持ち込み、または飼育すること
- 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
- 銃剣、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物）等、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすおそれがある物を製造、販売、使用、所持すること
- 危険行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑および共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為をすること
- 本物件を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらの者を総して「反社会的勢力」といいます。）の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを感知させる名称、看板等を掲示すること
- 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせること
- 本物件および本物件の近隣において、粗野、粗暴等の行為をなして、近隣者および他の入居者・管理者に不快感、不快感や迷惑を与えること
- 別途定められた細則等がある場合、これらに違反すること

## 第12条（修繕義務と費用負担義務）

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修理・修繕を行うものとし、ただし、乙の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修理・修繕については、乙の費用負担とします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承諾を得ることなく自らの費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕義務を免れます。
  - 物件の建具類、ブラインド、ガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
  - 電球、蛍光灯、電池等の消耗品の交換
  - 本物件内の乙所有の造作、設備に対する修繕
  - バス・トイレ・流し台等の排水の水回りの水垢・カビ等、その清掃・手入れを怠った結果生じた汚損の除去、補修、給水・排水栓（パッキン）の交換
  - (A)記載の鍵を紛失した場合の交換および新設費用
  - その他、付帯設備等の軽微な補修
- 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について認容し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じたとしても、甲はその責を負わないものとします。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならないものとします。この通知を怠り、または遅延したることによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければなりません。
- 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
- 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚物塵芥処理の費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

## 第13条（造作等）

- 乙は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
  - 本物件に造作等を設置するとき
  - 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加または変更するとき
- 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

## 第14条（賃料等の改定）

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
- 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、(B)の賃料等が不相当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

## 第15条（一部滅失等による賃料の減額等）

- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができます。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

### 第16条 (契約の消滅)

天災、地変、その他甲の責めに帰すべき事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が取得、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。また、それによって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

### 第17条 (更新および更新料)

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は (B) の更新料、更新事務手数料を支払い、賃貸借期間満了日の翌日から同一条件で更新し以後も同様とする。
2. 本契約が更新 (前項の更新および借地借家法の法定更新を含みます。) された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(B) の更新料を支払います。

### 第18条 (契約の解除)

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の信頼関係が損なわれたと認められるとき、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。
  - (1) 入居申込書または本契約書への虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したことが判明したとき
  - (2) 賃料等の支払いを2ヶ月以上遅延したとき
  - (3) 乙が銀行取引停止または手形・小切手の不渡処分を受けたとき
  - (4) 乙について、破産・民事再生・会社更生・特別清算またはこれらに類する法的手続きの申し立てがあったとき
  - (5) 騒音、悪臭の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき
  - (6) 本契約の各条項の定めを反したとき、または別途定められた細則等がある場合、これに反したとき
3. 第1項および前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができず、甲は同各項の定めに従い、本契約を解除することができます。
4. 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
  - (1) 本契約第26条の表明保証に反する事実が判明したとき
  - (2) 本契約締結後に、自らまたは役員 (業務執行社員、取締役、執行役またはこれらに準する者) が反社会的勢力に該当したとき
  - (3) 本物件またはその周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその他警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
  - (1) 第11条第9号から第16号までに掲げる行為を行ったとき
  - (2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
    - ① 甲に対する暴力的な言動による要求行為
    - ② 甲に対する暴力的な言動を越えた不当な要求行為
    - ③ 甲に対する法的責任を超えた不当な要求行為
    - ④ 甲に対し脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - ⑤ 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
    - ⑥ その他①から④に準ずる行為

### 第19条 (解約の申入れ)

1. 乙は、本契約を解約する場合、または契約期間満了日をもって本契約を終了する場合、【標記】B-①に記載する予告期限までに、甲に対し書面にて申し入れます。この場合、申入れにより予告した解約日または契約期間満了日をもって、本契約は終了します。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の経過前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了します。この場合、乙は契約終了日の翌日から、申入れをした解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、甲に支払います。
3. 第1項の解約または期間満了による終了の申入れを、【標記】B-①に記載する予告期限までに行わなかった場合、乙は【標記】B-②の賃料相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解約または終了することができます。
4. 甲が乙に対して、解約の申入れをし、乙が承諾した場合は、申入れの日から3ヶ月の経過をもって本契約は終了します。ただし、甲からの解約申入れ後3ヶ月経過前に、乙が甲に対し、本物件を任意で明け渡したときは、その日をもって、本契約は終了するものとします。

### 第20条 (明渡し、原状回復義務等)

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡します。
2. 乙は、本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
  - (1) 乙が本物件内に搬入したすべての物品等の取去、設置した造作・設備等の撤去
  - (2) 乙が本物件を変更した箇所および本物件に生じた汚損、または損傷箇所の修復
  - (3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ・汚物等の処理
  - (4) 乙が使用した公共料金等の諸費用の精算
  - (5) 【標記】Eに記載された鍵の返還
  - (6) その他明渡しに必要な全ての措置
3. 乙は、乙の故意または過失、善管注意義務違反により、本物件もしくは付帯設備に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、善管注意義務違反による損害には、通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損耗を含むものとします。
4. 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然損耗・経年変化・通常の使用方法に伴う損耗について、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に別途特約の定めがある場合には、その定めによるものとします。
5. 乙が、本物件を明け渡した後、本物件に残置した物品を処分することができます。この場合、乙は一切の異議申立をせず、処分した費用を負担します。
6. 乙は、乙の都合により解約等をする場合、甲に対して、明渡し移転料、立退料、損害賠償料その他名目の如何にかかわらず、本契約に基づく以外の請求は一切行いません。
7. 乙が本契約期間中に甲の承諾を得て、乙の負担にて本物件の改装・改良等を行い、明渡し時にその価値が現存する場合であっても、乙は支出した費用または価値の増加額の支払いを甲に請求することはできません。
8. 本契約の終了後においても、乙が直ちに本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了日に至るまでの賃料の倍額に相当する損害金、およびこれにより甲が被った一切の損害を賠償するものとします。

### 第21条 (立ち入り)

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、漏水、ガス漏れ、救急等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができるものとします。その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

### 第22条 (連帯保証人)

1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責めを負います。なお、丙は、本契約が法定更新、合意更新 (自動更新を含みます。) に関わらず更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責めを負うものとします。ただし、丙が個人の場合、その負担は【標記】Hに記載の極度額を限度とします。
2. 丙は、乙が本契約第10条の届出または通知ができない場合、乙に代わって届出または通知を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が完済されるまでその責めを免れることができません。
4. 丙が死亡したとき、破産手続開始の決定を受けたとき、その他甲の認める連帯保証人としての資格を失ったときは、甲は、乙に対し、新たな連帯保証人の追加もしくは変更を求め、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任し、甲との間で連帯保証契約を締結させるものとします。乙が他の連帯保証人を選定できなかったときは、または甲の承諾を得ることができなかったときは、甲は本契約を解除できるものとします。
5. 乙は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
6. 丙が甲に対し、身分証明書を提示して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無およびその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものと、乙はこれに異議を述べないものとします。
7. 乙は、甲の承諾を得て、連帯保証人にかえて、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することができます。

### 第23条 (賃借人から連帯保証人への委任)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の申出に応じて合意解約する権限および、本物件の明渡しに関する一切の権限を丙に委任します。
  - (1) 乙が賃料を支払を3ヶ月以上滞りし、または度々滞りを繰り返して、甲が相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず応じないとき
  - (2) 乙が甲の届出をせずに所在不明となり、2ヶ月以上経過したとき
  - (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約することができません。

### 第24条 (家賃債務保証業者の提供する保証)

第22条第7項に基づき、【標記】Hに記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとします。

### 第25条 (遅延損害金等)

1. 乙は、本契約から生じる金銭債務 (賃料等) の支払いを遅延した場合、甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、別途締結する保証委託契約または支払委託契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。
2. 乙は、本契約から生じる金銭債務 (賃料等) の支払いを遅延したことにより、甲または甲が指定した者から電話、メール、文書または訪問等により督促を受けた場合には、督促1回につき手数料として金3,000円 (別途消費税等) を甲に支払うものとし、ます。

### 第26条 (反社会的勢力の排除に関する表明保証)

1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し保証するものとし、ます。
  - (1) 自らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属さないこと
  - (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
  - (3) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
  - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - ① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
    - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

### 第27条 (守秘義務および個人情報保護)

1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、または盗用してはならないものとします。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護と取り扱いを行うものとします。
3. 甲および乙は、前項に定めるところにより事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、または個人データを第三者に提供してはならないものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### 第28条 (消費税等)

【標記】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等については、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に変動するものとします。

### 第29条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続きをしようとするときは本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第30条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙とは各々の信義を重んじ誠意をもって協議善処します。

以上

# 駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号 名称（北野第2ビル駐車場）内
車種及びナンバー及び色	
賃料総額	毎月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 ー 円也（無利息の約定）
備考	礼金として金 ー 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄  
向う5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新  
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。  
（振込手数料は乙負担とする）  
万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も  
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ  
ないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし  
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含  
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を  
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地  
を原状に復して貸主に返還するものとする。
- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力  
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
  - ②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である  
ことが判明したとき。
  - ③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ  
たとき。
  - ④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕  
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行  
ったとき。
  - ⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な  
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい  
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣  
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発  
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第12条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。  
(解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第1条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より1カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の0.5カ月相当額(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第2ビル3階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000円(消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000円(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 6年 3月 14日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山1-28-11-702号
貸 主(甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
住 所	
[REDACTED]	
借 主(乙)	
フリカナ	
氏 名	東山 徹
自宅TEL (	[REDACTED])
勤務先TEL (	[REDACTED])

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員  
住 所 埼玉県狭山市祇園2番13号  
商 号 狭山不動産株式会社  
代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会  
住 所 埼玉県狭山市祇園1番1  
商 号 株式会社ハウスネット  
代表者 代表取締役 新井靖  
TEL 04-2956-5500

整理番号	39
------	----

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費    2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費    4 : 要請・陳情等活動費    5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費    ⑦ : 事務所費    8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費    10 : 交通費

支出年月日	06年 05月 24日	支出額	百万 千 円 2 7 0 0 0
-------	-------------	-----	---------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃 (6月分) ¥30,000 × 0.9 = ¥27,000 支払額                      按分率                      政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

**領収書等貼付欄**

⑤ 柿沼 貴志

① 令和6年5月24日

③ 家賃 (6月分)

※ 領収書は、重  
※ 領収書を貼る。  
(別紙にも整

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56506	06-05-24	13:23	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥30,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳			C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬 貨)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0002

カキヌマタカツセイムカツト ウツ ムツヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 240001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③は送付したし、ご印付してはと所に支出された方がおまは記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

39-2

## 事業用賃貸借契約書(事務所) <更新> ②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番1,2号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ( )/瓦葺・スレート葺・ <span style="border: 1px solid black;">亜鉛メッキ鋼板葺</span> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ( )/( 2 )階建/全( 2 )戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡ (登記面積 ㎡)			
附 属 施 設				

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所
---------

### 頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで ( 2 年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="padding: 5px;">令和1年6月24日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日	

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板、 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	※振込手数料は借主負担となります				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名				

整理番号	401
------	-----

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費    2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費    4 : 要請・陳情等活動費    5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費    ⑦ : 事務所費    8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費    10 : 交通費

支出年月日	06年 05月 24日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>599</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	599
百万	千	円							
	4	599							
※政務活動費を充当した金額を記載									

使 途	駐車場代 (6月分) ① ¥5,110 × 0.9 = ¥4,599 支払額                      按分率                      政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄  
⑤ 柿沼 貴志

- ① 令和6年5月24日
- ③ 駐車場代 (6月分) ①

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

※ 領収書は、  
※ 領収書を貼  
(別紙にも

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56506	06-05-24	13:24
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨) C認証		
円 円 円 円		

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	登録番号 0003	
ご依頼人	カキヌマタカツセイムカット ヲツ ムツヨ様	
電話番号		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号	240001	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 駐車場使用契約書

★ 契約期間は過ぎてしまいが  
自動更新になっていす。

貸主 [ ] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」)  
 不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

40-2

## 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2	
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所 [ ]

## 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

## 頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

## 頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円
支払期限: 契約時一括支払い	
支払方法	1. 口座振替 振込先金融機関名: [ ] 預金: [ ] 口座番号: [ ]
	2. 振込 口座名義人: [ ] 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参 持参先: [ ]

## 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [ ]
	住所 [ ]

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 ( ) 第 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号; ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号 ) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約  
第1条  
物件]  
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新
------

(契約  
第2条  
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料  
第3条  
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土  
二 土  
三 近  
3 1ヶ

(敷金  
第4条  
2 乙は  
3 甲は  
存在す  
4 前項  
ばなら

(禁止  
第5条  
てはな

2 乙は  
3 乙は  
一 届  
二 届

宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

(乙の  
第6条

(契約  
第7条

場合に  
2 前項  
おいて  
3 乙は  
4 本物  
損害か

※印は実印

整理番号	41
------	----

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費    2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費    4 : 要請・陳情等活動費    5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費    ⑦ : 事務所費    8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費    10 : 交通費

支出年月日	06年 05月 24日	支出額	百万    千    円 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	-------------	-----	---

使 途	駐車場代 (6月分) ② ¥10,000 × 0.9 = ¥9,000 支払額                      按分率                      政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	---	----------------------------

**領収書等貼付欄**

- ⑤ 柿沼 貴志
- ① 令和6年5月24日
- ③ 駐車場代 (6月分) ②

※ 領収書は、重ねて貼る。  
 ※ 領収書を貼るスペース (別紙にも整理)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	[ ]	****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
56506	06-05-24	13:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳			C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破 貨)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人  
 [ ]

登録番号 0004

カキマタカツセイムカッタ ウツ ムツヨ様

ご依頼人  
 電話番号 [ ]  
 取扱番号 240001

印紙税申告納付につき補和税務署承認済

\*印紙税を精付しない場合は\*印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

☆契約期間は  
過ぎていますが  
自動更新になって  
います 41-2

## 駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

### 頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

### 頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

### 頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

### 頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

### 頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]  
[REDACTED]  
貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名 柿沼貴志

整理番号    3  5 - 1

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	<input type="text"/> 0 <input type="text"/> 6 年 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 5 月 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 4 日
支出額	<p style="text-align: right;">百万                  千</p> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 6 <input type="text"/> 4 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 0 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small> 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$ )
使 途	6月分事務所賃借料
支 出 先	<input style="background-color: black; color: black;" type="text"/>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 N03号室
所在地（住居表示）	鴻巣市東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造面納メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター（専用）、東京電力メーター（専用）、公共下水メーター（専用）、冷暖房機、駐車場スペース（2台分） 電気湯沸かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日	から	3	年	0	月間
終期	令和7年6月30日	まで				

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (税込価格80,000円・税率 %)
共益費 (管理費)	月額 0円 (内消費税等 円・税率 %)
保証金 (敷金)	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金 (敷金) の償却・敷引	敷金の償却、敷引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>
	振込先金融機関名 <input type="text"/>
	支店名 <input type="text"/>
	口座番号 <input type="text"/>
	口座種別 <input type="text"/>
	口座名義人・フリガナ <input type="text"/>
	持参先 <input type="text"/>
	振込手数料負担者 借主

家財保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対象により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

35 - 2

(5) 貸主

貸主	氏名 <input type="text"/>	電話 <input type="text"/>
	住所 <input type="text"/>	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所 <input type="text"/>
	氏名 <input type="text"/>

(6) 連帯保証の極度額

極度額	<input type="text"/> 円
-----	------------------------

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称 <input type="text"/>	電話 <input type="text"/>
	所在地 <input type="text"/>	
	家賃債務保証業者登録制度登録番号 <input type="text"/>	国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有・ 無 )

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の ヶ月分・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の金額作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

特約条項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させて頂きます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に取掛かります。クリーニング工事が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くこともあります。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行うものとし貸主は行いません。
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条(共益費)はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署 (印) 名押印の上、各自その通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主 (住所)	<input type="text"/>
(氏名)	<input type="text"/>

借主 (住所)	<input type="text"/>
(氏名)	<input type="text"/>

連帯保証人 (住所)	<input type="text"/>
(氏名)	<input type="text"/>
(極度額)	<input type="text"/> 円
(電話番号)	<input type="text"/>

※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

当地建物取引業者・当地建物取引士

(この契約書は当地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

整理番号			3	6
------	--	--	---	---

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>6</td> <td>年</td> <td>0</td><td>5</td> <td>月</td> <td>2</td><td>4</td> <td>日</td> </tr> </table>	0	6	年	0	5	月	2	4	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>3 5 2</td> </tr> </table>	百万	千	円			3 5 2
0	6	年	0	5	月	2	4	日										
百万	千	円																
		3 5 2																

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	6月分事務所賃借料の振込手数料 $440 \times 0.8 = 352$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
-----	--

## 領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付すこと

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38042	06-05-24	16:22
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
百万 千 円		

お振込明細またはご案内	電信
お受取人	
登録番号 0007	
ご依頼人	サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤスキ リ様
電話番号 048-541-8110	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号 500012	

\*印紙税を貼付しない場合は\*印で済んでいます。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 251

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">16</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							

使 途	<p>駐車場賃借(3台分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">18,000 × 0.9 = 16,200</p>
-----	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
<p style="font-size: large;">領 収 証</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="font-size: large; margin-top: 20px;">小川 たかし 事務所様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">2022年 5月 26日</p> <p style="font-size: large; margin-top: 20px;">★18,000 -</p> <p style="margin-top: 10px;">但 6月分</p> <p style="margin-top: 10px;">上記正に領収いたしました</p>	
内 訳	
税抜金額	
消費税額等( %)	
<p style="font-size: small;">※領収(①発行日、②宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、空白に備記すること。))</p> <p style="font-size: small;">※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

## 駐車場賃貸借契約書

貸主 [ ] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

### 1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借		
土地の表示	所 在	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃 料 等	賃 料	月額 1区画につき 6,000 円	
	保 証 金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

平成 4 年 7 月 15 日

以上のおお、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号 21

ちょうふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p style="font-size: large; font-weight: bold;">政務活動事務所賃料(6月分)</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が <math>\frac{9}{10}</math> 以上であるため</p> <p style="font-size: large; font-weight: bold;">55,000 × 0.9 = 49,500</p> <p style="font-size: small;">(按分した場合の積算方法)</p>		
----	---	--	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56703	06-05-26	10:22	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(印)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

チャル タツヤ様

ご依頼人 電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 260001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

55,000

0

55,000

[振込手数料]

別紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)  
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで  
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)  
(振込先) [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙)千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

### (第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団・県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

### (第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

### (第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

### (第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

### (第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

### (第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

### (第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。  
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに下記の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重畳物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

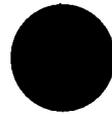
以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所



氏名



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也



整理番号 24

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

使途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和6年6月分</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;"><math>68.000 \times 0.9 = 61.200</math></p>
----	-----------------------------------	--

領収書等貼付欄 逢澤圭一郎

埼玉県議会自由民主党議員団

\*  $69.100 - \text{[redacted]} = 68.000$

年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	備考
6	06	05	27 .家賃	*69,100	家賃等	

支出元 6.5.27. カ) タイムハビジャー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [redacted] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約 (2019年6月1日 を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます) の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

Table with 2 rows: 更新料 (59,000 円) and 更新事務手数料 (0 円)

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

Table with 6 columns: 家賃, 共益費, 更新料, 更新事務手数料, 消費税, 月額合計

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額 (ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額 (ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

Table with 5 columns: 原契約終了時の残存金額, 更新時の返還金額, 更新時の追加交付金額, 更新時の合計預り金額

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年5月2日

賃貸人 住所 [redacted] 氏名 [redacted]

賃貸人 住所 [redacted] 氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted] 氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted]

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [redacted] 氏名 [redacted] 続柄 [redacted]

自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted]

勤務先名称 [redacted] 勤務先電話番号 [redacted]

Table with 7 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 性別, 勤務先又は学校名等, 連絡先電話番号

更新契約書（駐車場）

賃貸人 XXXXXXXXXX と、賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（ 2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5  
 名称 加藤コーポラス 本件駐車区画 XXXXXXXXXX

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、 2023年6月1日 から、 2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円(更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1 ヶ月分、消費税等別途)
更新事務手数料	0 円(消費税等別途)

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円(消費税等別途)
--------	-----------------

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。  
 なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

敷金	①原契約終了時の残存金額	②更新時の返還金額	③更新時の追加交付金額	④更新時の合計預り金額
	5,000 円	0 円	0 円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。  
 2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税(地方消費税含み本書において「消費税等」といいます)が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 12 日

賃貸人 住所 XXXXXXXXXX  
 氏名 XXXXXXXXXX

賃貸人 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

賃借人 住所 XXXXXXXXXX  
 氏名 逢澤 圭一郎  
 自宅電話番号 XXXXXXXXXX 携帯電話番号 XXXXXXXXXX  
 勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 XXXXXXXXXX  
 氏名 XXXXXXXXXX 続柄 XXXXXXXXXX  
 自宅電話番号 XXXXXXXXXX 携帯電話番号 XXXXXXXXXX  
 勤務先名称 \_\_\_\_\_ 勤務先電話番号 \_\_\_\_\_

<本件自動車>

車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車	登録番号	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
メーカー名	ホンダ	車名	ステップワゴン
		色	白

<賃借住宅>

名称	加藤コーポラス	部屋番号	101
----	---------	------	-----

# タイセイ・リビングクラブ加入書（会員化施策用）

お申込プラン	■ 月額 1100 円(税込)	月額 2200 円(税込)
--------	-----------------	---------------

加入月	2023 年	3 月
-----	--------	-----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	

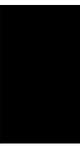
対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田 2 丁目 8-5

同居家族	
フリガナ	
氏名	

●お問い合わせフリーダイヤル  
**☎ 0120-365-573**

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店  
 株式会社タイセイ・ハウジー  
 川口 営業所  
 TEL: 048-498-6161

種別	
----	---

申込区分	<input type="checkbox"/> プラン変更 変更開始月 (    年    月 )	<input type="checkbox"/> 記載内容変更 変更日 (    年    月    日 )
------	---	---

整理番号    19 -1

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">15</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">12</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">474</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					12	474
百万	千	円										
	12	474										

使途	<p>来客等 駐車場賃借料 5月分 2台 {6600+330(特料)} × 2台 = 13860</p> <p>(政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) 13860 × 9/10 = 12474</p>
----	--

<b>領収書等貼付欄</b>	埼玉県議会自由民主党議員団
<p style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">※ 別紙</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 5px 15px;">別紙明細</span> </div> <div style="text-align: right; margin: 20px 0;"> <p style="font-size: small;">[振込手数料]</p> <p>_____</p> <p>=====</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

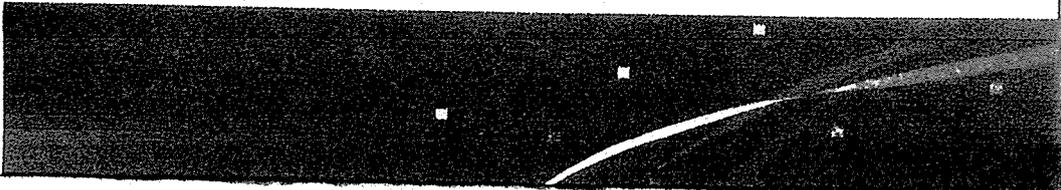
整理番号 19 - 2

**領収書貼付欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。  
 埼玉県議会自由民主党議員団

店番   
 □店番号

埼玉りそな銀行

渡辺隆一郎政務活動事務所 様  
 普通預金通帳



摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
----	-------	-------	------

--	--	--	--

06-05-27	送金	¥13,860	
----------	----	---------	--

← 振替料金(2給) 5月分

--	--	--	--

○ 口座振込みの小切手等でご入金のとせり、お振込にお戻しして下さる予定日を表示します。  
 お支払科目は、振込明等のご記入により異なります。併記の口座にご送付ください。  
 ○ 本振込の下記項目における金額・お振込の単位について  
 (振込額) お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・ 万円未満の金額は、四捨五入して記載された金額となります。  
 ・ その他の通貨の金額は、円単位となります。

新白岡駅東口 XXXXXXXXXX パーキング契約書

賃貸人	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (以下甲という)		
賃借人	渡辺 聡一郎 (以下乙という)		
所在地	白岡市新白岡4丁目7番 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>		
名称	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span> パーキング	番号	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>
賃料	月額金 6,600円		
車種・車番	777ウス <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>		他/台
賃料振込先	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 口座名義 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span> (振込手数料は乙の負担とする)		

上記駐車場を賃貸人(甲)と賃借人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は、2023年7月1日から2025年6月末日迄向こう2年間  
但し期間満了の際は当事者協議の上本契約の更新することができる。

第2条 (賃料)

賃料は上記の通り定め、毎月末日迄には甲の指定したものに翌月分を支払うものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較し当賃料が不相当になった場合、契約期間といえど賃料を変更できるものとする。

第3条 (承諾・通知義務)

1. 乙は本契約締結時上記記載の車両を変更する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。
2. 駐車場敷地内に於いて、近隣の付帯施設、駐車車両の損害を与えた場合、必ず甲に通知するものとする。

第4条 (禁止事項)

乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 契約車両以外の車を駐車すること。
2. 賃貸権の譲渡、又は転貸してはならない。
3. 駐車場に物置、タイヤ、危険物等部品を置くこと。
4. 駐車場の定位置の境界を侵害する事。
5. 駐車場内、近隣に対し迷惑となる行為(アイドリング等)をすること。
6. 違法車両(改造車)の駐車。
7. その他各条項に違反する行為。

第5条 (免責事項)

乙の駐車車両に場内における事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して何等の責めを負わないものとする。

新白岡駅東口 [ ] パーキング契約書

第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡しまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。  
尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

2023年 7月 / 日

賃貸人(甲) 住所 [ ]  
氏名 [ ]  
電話 [ ] FAX [ ]

賃借人(乙) 住所 [ ]  
氏名 渡辺 聡一郎  
電話 [ ] 携帯 [ ]

整理番号 252

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">900</td> </tr> </table>	百万	千	円		9	900
百万	千	円							
	9	900							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所ガードシステム費 (令和6年6月分)</p>	<p>11,000 × 0.9 = 9,900</p>
----	----------------------------------	-----------------------------

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

\_\_\_\_\_ [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用する。  
 (別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 252 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。  
以下の通りご請求申し上げます。つきましてはご指定口座よりお振替させていただきますので、振替期日までに口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日 2024年 05月 28日

登録番号 T3010401016070

請求書番号: 20240403020492

1 / 1

請求書作成年月日 2024年 04月 03日

〒359-0037  
埼玉県所沢市くすのき台1丁目

総合警備保障株式会社  
埼玉西支社



前回ご請求額 今回ご請求額 今回ご請求額 合計(税込)  
\*\*\*\*\*

件名・品名/備考	数量	単位	単価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)
001 2024/06月度A.L.S.O.K.カードシステム料金 小川 ただし事務所				10,000	10%	
(消費税 10% 計)				10,000	1,000	11,000
今回ご請求金額				10,000	1,000	11,000

お支払方法(ご指定の口座よりお振替させていただきます。)

整理番号 252 - 3

**領収書貼付欄**

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

4

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
2				
3				
4				
5	06-05-28 振替	*11,000	RKS(リコー)ウチ	
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。  
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

4

整理番号 20 -1

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span>日</p>	<p>支出額</p>	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">47</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		8	4		4	47
百万	千	円										
	8	4										
	4	47										

<p>使 途</p>	<p>事務所賃料 6月分 振込手数料 330円    93,830円</p> <p>(政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) <math>93,830 \times \frac{9}{10} = 84,447</math></p>
------------	--

<p><b>領収書等貼付欄</b></p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p>※ 別紙</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 20px auto; padding: 5px;"> <p>別紙明細</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">(振込手数料)</p>	
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。                  ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。                  (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)                  ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 20 - 2

**領収書貼付欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。  
 埼玉県議会自由民主党議員団

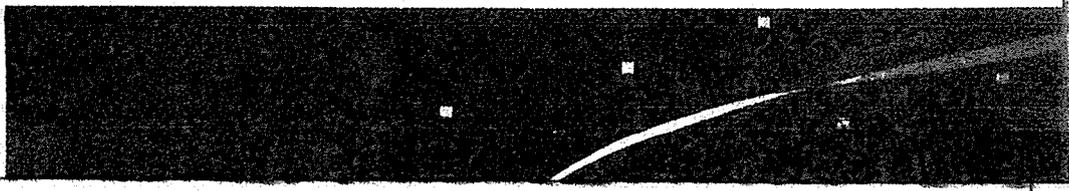
店番  口座番号



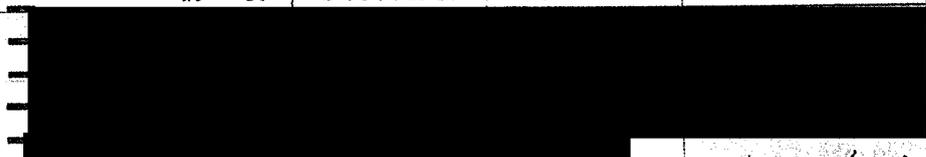
渡辺聡一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



三  
 --- 摘要 お支払金額 お預り金額 差引残高



06-05-28 振替	*93,830	RKS(97"チ2797)	← 事務所賃料
-------------	---------	---------------	---------

6A5

① 他支払いの小切手等で入金のごとき、お振込の印を捺印し、お支払の印は、小切手の種類により異なります。詳細は窓口にお尋ねください。  
 ② 本通帳の下部欄目における金額・差引の単位について  
 (領収書) お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・分限額通帳の場合、通貨単位に記された単位単位となります。  
 ・その他の通帳の場合は、円単位となります。

③ 事務所賃料  
 ④ 97"チ2797

整理番号 20 - 3

01-1.事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

## 建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	シオン店舗1階 102号室		
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4		
構造・規模	軽量鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	38 m <sup>2</sup>	

(2) 使用目的

政務活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日 から	3 年 0 月間	
終期	2026年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	93,500 円 (内消費税等 8,500 円・税率 10%)	
共益費(管理費)	月額	円 (内消費税等 円・税率 %)	
保証金(敷金)	187,000 円	賃料の	ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
テナント総合保険	22,500 円	仲介手数料	93,500 円
礼金	93,500 円		
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 28 日までに支払う	
	<input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別 普通
	口座番号		口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名	電話	
	住所		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

整理番号 20 - 4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,366,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。  
 本契約において、田中三郎を連帯保証人とする。  
 更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。  
 口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。  
 口座振替または振込による手数料は、乙の負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料は乙の負担とする。  
 本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします。借主負担。  
 既存の流し台は残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。  
 退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。  
 退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。  
 以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023年 7月 | 日

貸主 住所 [REDACTED]  
 代理人有限会社田口住 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]  
 借主 住所 [REDACTED]  
 氏名 渡辺 聡一郎 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]  
 連帯保証人 住所 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]  
 極度額 3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている番号を兼ねています)  
 取引態様  媒介 ・  代理 取引態様  媒介 ・  代理  
 免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 [REDACTED] 号 免許証番号 第 [REDACTED] 号  
 事務所所在地 埼玉県白岡市小久喜119 [REDACTED] 事務所所在地  
 商号 有限会社 田口住宅 [REDACTED] 商号  
 代表者等 吉岡 由隆 [REDACTED] 代表者等  
 登録番号 [REDACTED] 登録番号 第 [REDACTED] 号  
 宅地建物取引士 [REDACTED] 宅地建物取引士

整理番号 35

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span>日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万    千    円</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span></p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	--

使 途 建物賃借料(事務所6月分家賃料と駐車場代)

$116.440 \times 0.9 = 104.796$

**領収書等貼付欄** 埼玉県議会自由民主党議員団

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取扱店	お取引日	時刻
38051	06-05-30	09:36
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (認証)		
円	千	円

事務所6月分  
家賃料    110.000円  
| 駐車場代    6.000円

別紙明細

440円 [振込手数料]

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 XXXXXXXXXX

ご依頼人 **カネコウタセイムカット`ウツ`ムソヨ様**

電話番号 XXXXXXXXXX    取扱番号 **400009**

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

しないこと。  
 (が足りない場合は、別紙を使用すること。  
 支番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、  
 下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の  
 おり乙の債務ついて賃貸保証委託契約を締結した。

頭書① 賃貸借の目的物の表示等	名称	大間事務所			1-2 階	
	所在地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3				
		(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3				
	種類	事務所	家屋番号	798番3		
	構造	軽量鉄骨造 / 2 階建				
	面積	専有(壁芯)	73.44 m <sup>2</sup> (約 22.21 坪)	その他使用可能な面積	m <sup>2</sup> (約 坪)	
		バルコニー	m <sup>2</sup> (約 坪)			
	物件の所有者	(住所)				
		(氏名)				
	使用目的	事務所				
頭書② 賃借条件	賃料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷金	(賃料のヵ月分) (金額) 220,000 円		
	管理費	月額 円(うち消費税 円)				
	共益費	月額 円(うち消費税 円)	礼金	(賃料のヵ月分) (総額) 0 円 (うち消費税) 0 円		
	駐車料	月額 円(うち消費税 円)				
	付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	権利金	(総額) 円 (うち消費税) 円		
	雑費	月額 円(うち消費税 円)				
	保険料	総額 円(うち消費税 円)	更新料	(総額) 円 (うち消費税) 円		
	保証料	円				
	保証金	円(3.3m <sup>2</sup> 当たり)	更新手数料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後				
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他 ・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円) (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)					
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3ヵ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
	振込先				振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする)	
	口座名義人				110,000 円	
	口座引落	委託会社名				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。						

# 付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No. [REDACTED]
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額 6,000 円(うち消費税 円)
備 考	

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】



【貸主】



【貸主代理】  
埼玉県鴻巣市栄町2番24号  
株式会社エーティーホームズ  
048-540-2311



【借主】

[REDACTED]  
金子 裕太

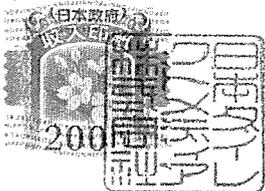


整理番号 47

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">31</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">40</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		40	000
百万	千	円							
	40	000							
使途	<p>事務代金 6月分</p> <p>政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため</p> <p><math>50000 \times 9/10 = 45000</math></p>								
領収書等貼付欄		埼玉県議会自由民主党議員団							



関根信明様

領収書

領収日 2024-05-31  
 領収書番号 REC-0000000041  
 登録番号 T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社  
 高橋 満広  
 331-0823  
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進



件名 2024年6月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	<b>50,000円</b>



整理番号 256

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">31</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1896</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	2	1896
百万	千	円							
1	2	1896							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃借(6月分)</p> <p><math>(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896</math></p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
39841	06-05-31	09:04	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥135,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマケソソキン  
サカト  
普通 8289798  
ファイニステート(カ様  
登録番号 0005

ご依頼人

オカワタツシセイムカットウツムソヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX  
取扱番号 300408

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月、②金額、③記号、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志 様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。  
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	登録番号	●
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士氏名	●
主たる事務所の所在地・商号・代表取締役	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエース・アパート 代表取締役 伊東	業務に就任する埼玉県坂戸市八幡2-3-2 事務所の所在地 商号・名称 TEL 049-288-1101	●
名称・代表者	TEL 049-288-1101	取引態様	媒介
		消費税込	課税業者

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取付面積	63.10㎡
築年月	1998年2月
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩13分
貸主氏名	住所 ●
管理の委託先	ファイブエース・アパート株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL 049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有人名義人	氏名 ● 住所 ●
甲区 所有権にかかるとする権利に関する事項	無
乙区 所有権以外の権利に関する事項	有
抵当権	●

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049-(288)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120-995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス台無	
台所専用	冷 暖	房無	
トイレ専用(水洗)	電 話	設置(可)	
浴室	無		
給湯	有(残置物扱い)		

※店舗内の物は全て残置物

4. 法令に基づく制限の概要(無)・有:該当する法令名を○で囲むこと
- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業新市街地の整備に関する法律 ④農地法
  - ⑤当該建築物が土砂災害警戒区域内か否か
  - ⑥当該建築物が造成宅地防災区域内か否か
  - ⑦当該宅地建築物が津波災害警戒区域内か否か

- 8. アスペストの調査に関して( やっていない )
- 9. 耐震診断について  
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)

## 10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄(3年間)

## 11. 貸借条件

賃料	月額 135,000円(税込) ※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定口座へ振り込み(繰込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の上3ヶ月分 270,000円

更新に関する事項(有)

1. 協議の上3年毎に更新することができる
2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税)
3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との不相当など)

敷金等の精算に関する事項(有)

1. 滞納賃料等、損害金と相殺する
2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有)
3. 原状回復義務の範囲(故障や不具合の放置・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)

用途制限 事務所  
利用制限 ペット不可・楽器不可

12. 損害賠償額の予定等に関する事項

①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて借主に損害賠償を請求します  
②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を賃主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡した日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければならない

13. 契約の解除に関する事項

(1)借主は、賃主に対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます  
(2)借主が賃料及び共益費等の支払を怠り賃主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき又、借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行いや、賃主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、賃主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等 該当しない

15. 支払金または預かり金の保全措置の概要 保全措置 講じない

16. 金銭貸借の有無 無

17. 供託所等に  
保証協会の名称・所在地 (公)不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3-80  
所属地方事務所所在地 (公)不動産保証協会埼玉本部 埼玉県さいたま市西區1-11-89  
に関する説明 弁済業務保証金の供託所 東京法務局 東京都千代田区大塚1-3-8

18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なおお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾しました

令和4年2月12日  
住所 ●  
氏名 ( ) 直志

整理番号			20
------	--	--	----

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>6</td> <td>年</td> <td>6</td> <td>月</td> <td>3</td> <td>日</td> </tr> </table>	6	年	6	月	3	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> </table>				3	4	6
6	年	6	月	3	日										
			3	4	6										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	備品(レンタルマット)	$385 \times 0.9 = 346.5$ 政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため
-----	-------------	---

**領収書等貼付欄**

領収書

2024年06月03日 11:45 No.2300285

新井一徳県政調査事務所  
 様

お問合せ番号: [ ]  
 住所: 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600  
 契約日付: 20110826  
 配達日付: 20240603  
 順番: 011-00  
 設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。  
 下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS  
 1 @350 ¥ 350

税抜金額: ¥ 350  
 消費税10%: ¥ 35

税込金額: ¥ 385

備考:

株式会社クリーン・モア  
 お問合せ先: 本社サポートセンター  
 〒123-0864  
 東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379

TEL: 03-3857-2233  
 FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当: [ ]

配達担当: [ ]

URL: http://www.clean-more.ne.jp



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。





請求書

2024年6月1日

登録番号  
T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所

様

製鉄原料  
有限会社 笹島商店

埼玉県鴻巣市雷電1丁目3番15号  
電話 048(541)0637  
電話 0493(54)5977  
FAX 048(541)8870



下記のとおり 申し上げます

税込合計金額 ¥2,200 税率 10% 消費税額 200

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)				摘要
5/	廃棄物処理代	1	2,000.00			2,000	00	
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	【お振込先】							
	埼玉県信用金庫 鴻巣支店							
	(増) 0507032 (有) 笹島商店							
	合計					2,000	00	



小久保憲一

御中

〒355-0328  
埼玉県比企郡小川町大字大塚1168-5  
東豊不動産有限公司  
0493-74-8355

ご契約更新のお知らせ(貸室)

令和 6年 5月 10日

ご契約をいただいております下記物件の賃貸借契約が満期を迎えます  
契約更新をご希望の場合はお手数ですがご連絡を賜りますようお願い申し上げます。

物件名 大塚ビル1階

所在地 埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1

入居者

満期日 令和 6年 5月 31日  
契約更新期間 令和 6年 6月 1日 ~  
令和 5月 31日  
( 3 年間)

現 行 （ 月 額 ）	賃料	50,000	円
	共益費	含む	円
	管理費	10,000	円
	水道		円
	月額合計	60,000	円
	敷金	なし	円
	保証金	0	円

更 新 後 （ 月 額 ）		同じ	円
		同じ	円

【契約更新時に必要な金額】

円 (ご来店時にご持参ください)

《内訳》	更新料等	50,000	円
	敷金補充分	0	円
	住宅総合保険料		円 (年間掛け捨て)

\* 上記更新条件をご承諾いただけましたら、別途更新賃貸借契約書をご送付させていただきますのでご連絡を賜りますようお願い申し上げます。(定休日毎週火曜日水曜日となります。)

【解約希望の場合】

満期日にて契約を解約する場合は満期日の3ヶ月以上前までに当社へ解約のご連絡をしてください  
解約通知がない場合及び更新希望のご連絡をいただけない場合は、更新されるものとみなし必要な更新費用のお支払及び手続きを行っていただきます。また期間満了後数日で解約される場合及び解約予告期間が満了の1ヶ月以上前に満たない場合も更新手続きは必要ですのでご承知おきください



整理番号       49

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<p style="text-align: center;">令和6年6月18日</p>										
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">円</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 <math>27500 \times 0.8 = 22,000</math> )</p>	百万	千			2	2	0	0	0	0
百万	千										
2	2										
0	0										
0	0										
使 途	事務所賃借 契約更新料										
支 出 先	株式会社 渡辺住研										

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 契約更新のご案内

356-0035

埼玉県ふじみ野市丸山7-1

萩原コーポ 102

渡辺 大 様

49-2

★更新のお手続きは  
**7月28日**  
までにお願ひします

物件名	萩原コーポ	部屋番号	102
契約者名	渡辺大	契約満了日	2024.7.31
新契約期間	2024年8月1日 ~ 2026年7月31日		(2年間)

## 【送付書類】

- 契約更新のご案内(本書)    
  更新お手続き方法変更のお知らせ    
  その他( )  
 その他( )    
  その他( )

## 【新賃料のお知らせ】

旧賃料	
家賃	55,000 円
共益費	2,000 円
駐車場賃料	円
安心サービス24	1,320 円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	58,320 円



8月～新賃料	
家賃	55,000 円
共益費	2,000 円
駐車場賃料	円
安心サービス24	1,320 円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	58,320 円

## 【契約更新時ご請求内容】

請求項目	請求金額	請求項目	請求金額
更新料	27,500 円	更新事務手数料	0 円
差額敷金	0 円	保証料	0 円
その他	0 円	その他	0 円
合計金額		27,500 円	

## 【更新費用支払い方法】

※更新費用は現金での受け取りはできません。お振込みをお願いします。

- 更新費用お振込先    
  2枚合算してお振込下さい

	合計 31,250 円
--	-------------

※引続ご契約される場合は、2024/07/28 までに必ずお手続をお願い致します。

★振込み名義はご契約者様名でお願いします。

★振込手数料はお客様負担となります。

ご不明点等はメールでお問合せ頂きますようお願い致します。

✉ [koushincenter@w-juken.com](mailto:koushincenter@w-juken.com)

〒354-0021

埼玉県富士見市鶴馬2608-7 スパークスK6F

株式会社 渡辺住研更新センター

TEL:049-268-5580(1を選択) FAX:049-253-7436

営業時間 AM:10:00~PM4:00(定休日:水曜・日曜)